



特定化学物質の掲示内容について

令和5年10月1日から特定化学物質の有害性等の掲示について、従来、掲示対象物質は特定化学物質の中の「特別管理物質」のみでしたが、全ての特定化学物質に対象が拡大されております。

1 特定化学物質の掲示内容

- ① 特定化学物質の名称
- ② 特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ③ 特定化学物質の取扱い上の注意事項
- ④ 使用すべき保護具（特別管理物質製造取扱い作業場所）
- ⑤ 有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具（保護具の使用義務作業場所）

2 掲示方法

掲示方法は作業場において作業に従事する全ての者が容易に視認できる方法であることが必要です。

掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ（電子看板）等を使用する方法があります。



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

外国人労働者への熱中症予防対策について

厚生労働省HPに掲載してある**多言語リーフレット**等を活用して、**外国人労働者への教育・周知**を行いましょう。

当該リーフレットの一例としてベトナム語版を載せました。

上記の掲載場所へは次のURL又はQRコードから確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>



Phân loại nguy cơ của giá trị WBGT (Ví dụ)		
Chỉ số	Cảnh báo	Nguy hiểm
Dưới 25°C	25-28°C	Từ 29°C trở lên

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

CLICK

厚生労働省熱中症ポータルサイト

この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。